

## 滋賀県防災学習支援教材貸出要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県防災危機管理局において管理している防災学習の支援を目的とした教材（以下「教材」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象団体等)

第2条 滋賀県防災危機管理局長（以下「管理者」という。）は、教材を防災学習のために使用する県内の地方公共団体、各種団体等に、これを貸し出すことができる。

### (貸出しの申請および承諾)

第3条 教材の貸出しを受けようとする者は、事前に防災学習支援教材貸出申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、管理者に提出し、承諾を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場  
合を除き、使用を承諾するものとし、防災学習支援教材貸出承認書（様式第2号）により通知  
するものとする。

- (1) 滋賀県の信用または品位を害すると認められる場合
- (2) 特定の政治、思想または宗教等の活動に関するものと認められる場合
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがあると認められる場合
- (4) 営利目的の活動に使用する場合
- (5) 特定の個人または団体等の広告等に利用されるおそれがあると認められる場合
- (6) その他、管理者が不適切であると判断した場合

### (教材)

第4条 貸出しの対象となる教材は、別紙一覧のとおりとする。

### (貸出期間)

第5条 教材の貸出期間は、原則として14日以内とする。ただし、第3条の承諾を受けた者（以下「使用者」という。）があらかじめ管理者の承認を受けた場合は、この限りではない。

### (使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に譲渡または転貸しないこと。
- (2) 火気および危険物の近辺で使用しないこと。
- (3) 荒天時に屋外で使用しないこと。
- (4) 貸出期間を厳守すること。
- (5) 教材を複製しないこと。
- (6) 承諾された用途にのみ使用し、管理者が付した条件および指示に従うこと。

(承諾の取消し)

第7条 管理者は、使用者がこの要領または承諾内容に違反していると認める場合は、使用の承諾を取り消すことができる。

2 前項の規定により承諾を取り消された者は、承諾の取消しがあった日以降、当該承諾に係る教材を使用してはならず、直ちに返却しなければならない。

3 第1項の取消しにより使用者に損害が生じても、滋賀県はその責めを負わない。

(返却)

第8条 使用者は、教材の使用後は、速やかに返却しなければならない。

2 使用者は、返却の際に教材の状態を確認し、防災学習支援教材使用実績報告書(様式第3号)に必要な事項を記入の上、管理者に提出しなければならない。

(損傷または紛失の届出等)

第9条 使用者は、教材を損傷または紛失した場合は、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

2 使用者は、損傷または紛失した教材を、使用者の責任と負担により、現状に復さなければならない。

(責任の制限)

第10条 教材の使用に関し、使用者が被った被害または使用者が第三者に対して与えた損害もしくは損失に対しては、滋賀県は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(費用の負担)

第11条 教材の使用料は、無料とする。ただし、教材の貸出し、または返却に要する経費は、使用者の負担とする。

(内規)

第12条 この要領に定めるもののほか、教材の貸出しについて必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要領は、平成27年5月15日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年1月15日から施行する。

付 則

この要領は、令和元年5月22日から施行する。